現行	改正
(発行者に対する代理人選任届その他の届出)	(発行者に対する代理人選任届その他の届出)
第9条	第9条
1. (略)	1. (現行どおり)
2. 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式	2. 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式
等については、総株主通知又は個別株主通知等(振替株式等の種類により名称	等については、総株主通知等、個別株主通知等又は株主総会資料の書面交付請
は異なります。)のときに行うことにつき、同意いただいたものとして取り扱	
います。	同意いただいたものとして取り扱います。
(個別株主通知に係る取扱い)	(個別株主通知 <u>等</u> に係る取扱い)
第 18 条	第 18 条
お客様は、当社に対し、当社が別途定める方法により、個別株主通知の申出	1. お客様は、当社に対し、当社が別途定める方法により、個別株主通知の申
(振替法第 154 条第 4 項の申出をいいます。)の取次ぎの請求をすることがで	出(振替法第 154 条第 4 項の申出をいいます。)の取次ぎの請求をすることが
きます。	できます。
新設	2. お客様は、当社に対し、当社が別途定める方法により、発行者に対する会
	社法第 325 条の 5 第 1 項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求等 (振替
	株式等の種類により名称は異なります。)をすることができます。ただし、こ
	れらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っ
	ていただく必要があります。
新設	3. 前項の場合は、所定の手続料をいただきます。
附則	附則
この約款は、 <u>2020 年 5 月 27 日</u> より適用されます。	この約款は、 <u>2022 年 11 月 1 日</u> より適用されます。